

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

○条例

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例

小田原市個人情報保護審査会条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 16 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 28 号

小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第 3 条 法第 83 条第 1 項本文の規定にかかわらず、開示決定等の期限は、開示請求があった日から 15 日以内とする。この場合において、法第 84 条中「60 日」とあるのは、「45 日」とする。

(開示請求に係る費用負担)

第 4 条 法第 89 条第 2 項の手数料は、徴収しない。

2 開示請求者は、法第 87 条第 1 項に規定する写しの交付により保有個人情報の開示を受けるときは、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用は、同項の開示の際に納付しなければならない。

4 市長は、第 2 項の場合（特定個人情報に係る開示の場合に限る。）において、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、同項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求権)

第 5 条 法第 90 条第 1 項の規定にかかわらず、訂正請求は、同項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報についても行うことができる。この場合においては、同条第 3 項の規定は、適用しない。

(訂正請求の手続)

第6条 法第91条第1項第2号の規定にかかわらず、訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日を記載することを要しない。

(利用停止請求)

第7条 前2条の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、第5条中「第90条第1項」とあるのは「第98条第1項」と、前条中「第91条第1項第2号」とあるのは「第99条第1項第2号」と、「訂正請求書」とあるのは「利用停止請求書」と読み替えるものとする。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、個人情報の保護に関する制度に係る運用の状況を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(小田原市個人情報保護条例の廃止)

第2条 小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の手續等に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際現に指定管理者の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条、第24条又

は第27条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた旧条例第29条の2に規定する審査請求、施行日前にされた同条に規定する処分に対し施行日以後にされる審査請求並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する請求に対する処分及び不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に小田原市個人情報保護審査会条例（令和4年小田原市条例第29号）附則第3条の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の規定により置かれた小田原市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第33条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者又は前条第1項第2号若しくは第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

4 前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる義務に違反して秘密を漏

らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第5条 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年小田原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第9条中「、個人情報保護条例の定めるところにより個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに」を削る。

(小田原市手数料条例の一部改正)

第6条 小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第15号中「小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(小田原市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第7条 小田原市重度障害者医療費助成条例（平成29年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

小田原市個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 9 号

小田原市個人情報保護審査会条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 設置及び組織（第 2 条～第 5 条）

第 3 章 審査会の調査審議の手續に関する特則（第 6 条～第 8 条）

第 4 章 雑則（第 9 条～第 1 1 条）

第 5 章 罰則（第 1 2 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、小田原市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 設置及び組織

（設置）

第 2 条 次に掲げる事務を行うため、小田原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）

第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による実施機関（法第 2 条第 1 1 項第 2 号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。

(2) 個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 審査会の調査審議の手續に関する特則

(定義)

第6条 この章において「諮問実施機関」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

- 2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 罰則

第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年小田原市条例第28号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条例附則第2条の規定による廃止前の小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）第4章の規定の適用については、第2条の規定により置かれる審査会は、次条の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の規定により置かれた小田原市個人情報保護審査会とみなす。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

第3条 小田原市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市個人情報保護運営審議会の項及び小田原市個人情報保護審査会の項を削る。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 0 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の定年等に関する条例(昭和 5 8 年小田原市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条～第 4 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 5 条～第 1 0 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 1 1 条)

第 5 章 雑則(第 1 2 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「。以下「法」という。) 第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 歳」を「6 5 歳」に改め、ただし書を削る。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「そ

の」を「当該」に改め、「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについてあらかじめ市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「より」を「より生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）第18条第1項の規定により管理職手当を支給される職
- (2) 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和2年小田

原市条例第46号)第13条第1項の規定により管理職手当を支給される職(医師を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上でその状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌

日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の

数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「60歳以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務

が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、60歳以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

附則第2項の見出しを「(昭和56年改正法に関する経過措置)」に改め、同項の次に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

- 4 前項の規定は、市立病院において医療業務に従事する医師には、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が60歳に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年

度))において、当該職員に対し、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例(平成28年小田原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び降号」を「、降号及び地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)附則第4項又はこれに相当する規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「及び」とあるのは「、」と、「とする」とあるのは「並びに小田原市職員の給与に関する条例附則第4項及びこれに相当する規定による降給とする」とする。

3 第6条の規定は、小田原市職員の給与に関する条例附則第4項及びこれに相当する規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4

第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）第11条」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「（昭和58年小田原市条例第18号）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(5) 小田原市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年小田原市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第3条中「において、」を「の期間、その発令の日に受ける」に改め、「給与の額）」の次に「（以下この条において同じ。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年小田原市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）第11条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小田原市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小田原市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第5条の2第1項の項を削り、同表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第3項の項を削り、同表第13条第7項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第3項の項を削り、同表第13条第7項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第20条の2の項を次のように改める。

第20条の2	第4条第2項から第4項まで、第5条	第5条
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第24条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第26条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員

等」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与条例附則第4項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第4項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「」に、小田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小田原市条例第10号)第16条の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第4項の規定の適用を受ける場合における第19条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第3項」とする。

(小田原市職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第7条 小田原市職員の退職管理に関する条例(平成28年小田原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(小田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 小田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「超える職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

4 60歳に達した日後における最初の4月1日以後の期間にある職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「良好」とあるのは「極めて良好」と、「4号給(一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。

第5条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第5条の2 小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条第3項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項から第4項まで、第5条、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(特定日以後の職員の給料月額等)

4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第4項並びに第5条第4項の規定により読み替えて適用する同条第2項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上

100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 小田原市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 小田原市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により同条例第1項に規定する異動期間（同項又は同条例第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条第1項第1号に掲げる職を占める職員

6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の

間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第6項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項（第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第19条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第6項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「第3条、第5条の2関係」を「第3条関係」に改め、同表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2中「第3条、第5条の2関係」を「第3条関係」に改め、同表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

(小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）」を削り、同条第3項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条第1項中「者については、」の次に「退職の日におけるその者の」を加え、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「次条第2項及び第5条」を「以下この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項」に改め、「よらず」の次に「、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者」を「自己都合等退職者」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）によ

り退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）」を削り、「が25年」を「が20年」に、「10年」を「20年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の3の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第7条第6項ただし書中「限る。）」の次に「、第4条第1項」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8) 第12項の規定による通知の予定時期

(9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるとの連絡先

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募を

した職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は、職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第4項中「まで」の次に「及び附則第7項から第15項まで」を加える。

附則に次の9項を加える。

7 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7項」とする。

8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手

当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。

9 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

(1) 小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）附則第4項に規定する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

10 小田原市職員の給与に関する条例附則第4項及びこれに相当する規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

11 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第9項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第9項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

12 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限り、規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分

の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第9項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第9項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

13 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは、「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

14 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められて

いるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 1 条 小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和 6 3 年小田原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項の前の見出し、同項及び附則第 1 2 項を削る。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 5 条第 5 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 6 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「小田原市職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年小田原市条例第 1 8 号）第 1 1 条」に改める。

(小田原市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 1 3 条 小田原市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年小田原市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

(小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の小田原市職員の定年等に関する条例（以下この条及び次条において「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後

の小田原市職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第4条まで及び附則第8条において「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定によ

り採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第6条 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者及び条例で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条

例第11条に規定する60歳以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第11条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、60歳とする。

（小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の適用に関する経過措置）

第10条 当分の間、暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「第11条」とあるのは、「第11条又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）附則第3条第1項若しくは第2項若しくは第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用に関する経過措置）

第11条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項、第3条、第4条第2項及び第13条第1項の規定を適用する。

（小田原市職員の給与に関する条例の適用に関する経過措置）

第12条 第9条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第4項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又はこの条例附則第2条第1項の規定により勤務している職員には、適用しない。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項及び次条に

において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第6条の規定による改正後の小田原市職員の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えられた小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第5条による改正後の小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第10条第3項第2号並びに第13条第2項及び第7項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第19条第3項の規定を適用する。

7 新条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 新条例第4条第2項から第4項まで、第5条、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(小田原市職員の退職手当に関する条例の適用に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の小田原市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「職員を」とあるのは、「職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年小田原市条例第30号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）を」とする。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用に関する経過措置)

第14条 第12条の規定による改正後の小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第6条及び第18条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

(暫定再任用職員の任用その他の事項の規則への委任)

第15条 附則第3条から第7条まで及び附則第10条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 1 号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 9 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 0, 5 0 0 円」を「3 1 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 2 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 2 4 年小田原市条例第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「休業中の職員」の次に「、派遣（研修によるものを含み、規則で定める期間以上の期間のものに限る。）中の職員」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 3 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項第 1 号イを削り、同号ウ中「（同時に各住宅部分に係るものについて併せて審査する場合を含む。以下この章において同じ。）」を削り、同号ウ(ア)及び(イ)中「住宅部分」を「住戸部分」に改め、同号ウ(ウ)中「（住宅部分）」を「（住戸部分）」に改め、同号ウを同号イとし、同項第 2 号イを削り、同号ウ(ア)中「住宅部分」を「住戸部分」に改め、同号ウを同号イとし、同項第 3 号イ中「のうち住宅部分」を「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下このイにおいて同じ。）のうち単位住戸（共同住宅等における一の住戸をいう。）」に、「第 1 号イ」を「小田原市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年小田原市条例第 3 3 号）による改正前の第 1 号イ」に、「前号イ」を「同条例による改正前の前号イ」に改め、同号ウ(ア)中「第 1 号ウ」を「第 1 号イ」に、「前号ウ」を「前号イ」に改め、同号ウ(イ)中「住宅部分、」を「住戸部分、」に、「審査 第 1 号ウ」を「審査 第 1 号イ」に、「前号ウ）」を「前号イ）」に、「第 1 号ウ(ア)又は前号ウ(ア)」を「第 1 号イ(ア)及び前号イ(ア)」に、「第 1 号ウ(イ)若しくは(ウ)又は前号ウ(イ)若しくは」を「第 1 号イ(イ)及び(ウ)並びに前号イ(イ)及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 4 号

小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例

小田原市久野霊園条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 区画墓地（第 8 条～第 1 2 条）

第 3 章 合葬式墓地（第 1 3 条～第 1 6 条）

第 4 章 使用料及び管理料（第 1 7 条～第 1 9 条）

第 5 章 雑則（第 2 0 条～第 2 5 条）

附則

第 1 章 総則

第 3 条を次のように改める。

（墳墓の種類）

第 3 条 小田原市久野霊園（以下「霊園」という。）の墳墓の種類は、区画墓地及び合葬式墓地とする。

第 4 条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第 1 項中「墳墓」を「区画墓地又は合葬式墓地」に改め、同条第 2 項中「墳墓」を「区画墓地及び合葬式墓地」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、管理上必要な制限若しくは条件を付し、又は設備等をさせることができる。

第 5 条中「墳墓を」を「区画墓地又は合葬式墓地を」に、「墳墓の」を「募集をする」に改める。

第6条中「市長は、」の次に「前条の規定による」を加え、「使用申請者」を「応募者」に、「使用させる墳墓の」を「募集をした」に、「墳墓を」を「当該焼骨の埋蔵等を行うことができる施設を」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第9条第1項中「墳墓」を「区画墓地又は合葬式墓地」に改め、同条を第7条とする。

第10条から第12条までを削る。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条の前の見出しを削り、同条中「、第9条」を「（第2項を除く。）、第7条」に改め、同条を第23条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第20条を第22条とする。

第19条第1項中「場合は」を「場合には」に、「消滅する」を「、消滅する」に改め、同項各号中「使用者」を「区画墓地使用者」に改め、同条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条を第21条とする。

第15条から第18条までを削る。

第14条ただし書中「のいずれか」を削り、同条第1号中「使用料」を「使用料 次のいずれかに該当する場合」に改め、同号アを次のように改める。

ア 使用者等の都合により使用許可を受けた日から3年以内に区画墓地を返還し、又は合葬式墓地の使用を取りやめたとき（合葬式墓地にあつては、焼骨を埋蔵していない場合に限る。）。

第14条第1号イ中「第16条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2号中「年度の中途において墳墓を返還したとき。」を「次のいずれかに該当する場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 年度の中途において区画墓地を返還したとき。

イ 使用許可を受けた日から3年以内に合葬式墓地の使用を取りやめたとき（焼骨を埋蔵していない場合に限る。）。

第14条を第19条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（使用許可の取消し）

第20条 市長は、使用者等又は第7条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可又は同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 霊園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用許可（自己の焼骨を埋蔵するための合葬式墓地の使用許可を除く。）を受けた日から3年を経過しても区画墓地若しくは合葬式墓地を使用せず、又は区画墓地の使用に必要な設備をしないとき。
- (4) 区画墓地の管理料を3年間納付しないとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項に規定する者は、同項の規定により許可を取り消された場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 区画墓地又は一時使用の場所 直ちに使用場所を原状に復し、返還すること。
- (2) 合葬式墓地 市長の指定する期日までに焼骨（納骨室に埋蔵されているものに限る。）を引き取ること。

3 市長は、前項の措置が執られていない場合には、霊園の管理のために必要な措置を執ることができる。この場合においては、当該措置に要した費用を同項の措置を執るべき者に負担させることができる。

第13条中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第18条とする。

第7条の次に次の2章、章名及び1条を加える。

第2章 区画墓地

（区画墓地の使用要件）

第8条 区画墓地を使用しようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市に引き続き1年以上居住している者であること。
- (2) 祭祀を主宰する者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。

（区画墓地の面積等）

第9条 区画墓地の1区画の面積は、4平方メートル又は6平方メートルとする。

2 区画墓地の使用許可は、区画墓地を使用しようとする者1人につき1区画とし、その場所は、市長が使用許可の際に指定する。

（区画墓地の返還）

第10条 区画墓地の使用許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）は、当該区画墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出て、使用場所を原状に復し、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（使用場所の変更等）

第11条 市長は、霊園の管理上その他の理由により必要があると認める場合には、区画墓地使用者に対し、使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させることができる。

2 前項の規定により使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させた場合には、市は、当該変更又は返還に係る損失を補償するものとする。

（使用の承継）

第12条 区画墓地は、祭祀を主宰する者のほかは、承継して使用することができない。ただし、祭祀を主宰する者がいない場合において、親族又は縁故者からその理由を明らかにして市長に申し出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

第3章 合葬式墓地

（合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨等）

第13条 合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用許可の申請の際に当該申請を行う者が現に有している焼骨

(2) 使用許可の申請を行う者が死亡した際の焼骨（当該者の死亡後3年以内に埋蔵するものに限る。）

2 第8条（第2号を除く。）の規定は、合葬式墓地を使用しようとする者について準用する。

（合葬式墓地における焼骨の埋蔵場所）

第14条 合葬式墓地における焼骨の埋蔵場所は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用許可のあった日から20年間 納骨室

(2) 前号に掲げる期間を経過した後の期間 合祀室

（焼骨の容器の規格）

第15条 合葬式墓地に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める規格に適合するものでなければならない。

(合葬式墓地に埋蔵された焼骨の返還)

第16条 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、次に掲げる場合を除き、返還しない。

- (1) 合葬式墓地を使用する必要がなくなったことにより、合葬式墓地の使用許可を受けた者又は当該焼骨に係る祭祀を主宰する者から返還を求められた場合（焼骨が納骨室に埋蔵されている場合に限る。）
- (2) 第20条第2項第2号の規定により焼骨を引き取る場合

第4章 使用料及び管理料

(使用料及び管理料)

第17条 区画墓地若しくは合葬式墓地の使用許可を受けた者（以下「使用者等」という。）又は第7条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料及び管理料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、使用許可の際に徴収する。
- 3 管理料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時期に徴収する。
 - (1) 区画墓地 毎年4月1日から同月30日までの期間
 - (2) 合葬式墓地 使用許可の際
- 4 前項の規定にかかわらず、年度の中途において区画墓地の使用許可を受けた場合におけるその年度の管理料は、当該使用許可の日の属する月から月割りにより算定し、当該使用許可の際に徴収する。この場合において、管理料に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

種別		単位	使用料	管理料
区 画 墓 地	4平方メートル	1区画	円 525,000	円 1年につき5,000
	6平方メートル		787,000	1年につき7,500
合葬式墓地		1体	60,000	10,000
一時使用		1日1平方 メートル	10	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、改正後の第13条の規定にかかわらず、合葬式墓地に係る改正後の第4条第1項の使用の許可は、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合に限り、行うものとする。